

## 石川町新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

### (設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症について、住民や関係団体への啓発等により、その感染者及び患者の発生又は感染拡大を防止するとともに、町民の健康と安全・安心な生活を守るため、庁内及び関係機関が連携を図る、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項に基づく石川町新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について審議し、関係部局間の連絡調整を図るものとする。

- (1) 感染予防及びまん延防止に関する事項
- (2) 情報の収集及び提供に関する事項
- (3) 庁内及び関係機関との連携体制に関する事項
- (4) その他新型コロナウイルス感染症対策に必要とする事項

### (組織)

第3条 対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長をもって充て、対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長、教育長及び消防団長をもって充てる。

2 対策本部の構成員は、別表に掲げる者とする。

### (運営)

第4条 本部長は、対策本部を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 対策本部には、本部長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 対策本部の庶務は、保健福祉課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行する。

別表（第3条関係）

総務課長
企画商工課長
町民課長
保健福祉課長
生活環境課長
農政課長
都市建設課長
水道事業所長
税務課長
議会事務局長
教育課長
生涯学習課長